

「とくしまマリッジサポートセンター」マッチングシステム会員登録補助事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、近年の少子化の要因となっている晩婚化、未婚化を踏まえ、上板町少子化対策事業の一環として、積極的に出会いの場を求める独身者が、自由に単独で婚活できる場として、徳島県が設立した「とくしまマリッジサポートセンター」が運営するマッチングシステムの会員（以下「マリッサとくしまマッチング会員」という。）登録をする者に対し、補助金を交付することについて定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象となる者は、上板町に住所を有し、上板町における町税等（町税、介護保険料、水道料金、町の各種公共施設使用料等、町または関係機関への納入を要するもの。）の滞納がない、18歳以上の独身者とする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象となる経費は、マリッサとくしまマッチング会員登録料（以下「会員登録料」という。）とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、会員登録料の2分の1とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の関係書類を添付して補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 会員登録料支払い証明書（領収書又は振込明細書）
- (2) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第6条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、速やかに内容を審査の上、補助金の交付・不交付を決定し、交付（却下）決定兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定兼確定通知を受けた者（以下「受給者」という。）は、補助金請求書（様式第3号）を提出し、町長に補助金の交付を請求するものとする。

2 町長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(事業完了報告)

第8条 受給者は、登録期間（2年間）満了又は婚姻による退会から30日以内に、補助事業完了報告書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 本要綱に違反したとき。
- (2) 登録期間（2年間）を満了する前に退会したとき。（婚姻又はやむを得ない事由による退会の場合を除く。）
- (3) 町長に提出した書類及び報告に偽りがあると認められるとき。
- (4) その他補助事業の施行について、不正があったと認められるとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和4年6月1日から施行する。